



2024年2月27日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 武井 保人
(TEL 03 - 5719 - 2180)

(開示事項の経過) 再発防止策に関するお知らせ

当社は、2023年10月16日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」、2023年10月24日付「2023年9月期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2023年11月21日付「(開示事項の経過) 第三者委員会に対する委嘱業務追加に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の元取締役2名が在任中に、当社子会社における新規事業参入にあたって第三者に不正に金品を供与したと疑われる行為があったこと及びこれに関連する不正な行為を行った疑いがあることから、当社は、事実関係の正確な把握のために、外部専門家から構成される第三者委員会を設置し、委嘱業務を追加のうえ調査を進めてまいりました。

当社は、2024年1月15日に第三者委員会から調査報告書(以下、「本調査報告書」といいます。)を受領した結果、当社の元代表取締役が在任中に不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為や、当社の再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引において、売上の計上に関する不適切な会計処理等の事実が判明いたしました。

今般の不適切と言わざるを得ない行為の根本的な原因は、2024年1月16日付「(開示事項の経過) 第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしました本調査報告書「第6. 原因分析」に記載のとおり、経営トップであった島岡氏が、上場企業の代表取締役として持つべき強いコンプライアンス意識や上場企業の代表取締役として当然に有しているべき倫理観や行動規範さえ明らかに欠如していたことにあると認識しておりますが、本調査報告書において指摘された事項及び再発防止策のための提言を真摯に受け止め、本調査報告書において指摘された事項及び再発防止のための提言を踏まえ、改めて社内で調査対象である事案の発生原因の分析を行い、再発防止策の検討を行いました。

当該原因分析及び改善策の検討を踏まえ、当社の内部統制及びガバナンス上の問題を改めて認識し、当社においてガバナンス体制の見直し、内部管理体制の強化及び内部監査体制の強化を行う必要があるものと考え、有効性・実効性の高い再発防止策を策定すべく改善策を取り纏め、本日開催の取締役会において再発防止策を決議いたしましたので、お知らせします。

記

I. 原因分析

調査報告書において指摘された事項及び再発防止のための提言を踏まえ、改めて社内で調査対象である事案の発生原因の分析を行った結果は以下のとおりです。

1. 元当社代表取締役のコンプライアンス意識の欠如

- (1) 取締役選任プロセスの不備
- (2) 取締役に対しての研修制度がなかったこと
2. リスク管理体制の不備
 - (1) 新規事業に対する意思決定プロセスの不備
 - (2) リスク検討・管理の不備
3. 関連当事者取引管理体制の不備
4. 元当社代表取締役に対する従業員の忖度
 - (1) 業績重視・上位下達企業風土
 - (2) 内部通報制度の不備
5. 不適切な業務分掌及び決裁権限基準・プロセスの不備
6. 情報共有の不備・不徹底
7. 取締役の相互監視機能が不十分であったこと
 - (1) 情報共有不足に起因する事項
 - (2) 取締役選定プロセスに起因する事項
8. 内部監査の不備による事業の属人化
9. 経営会議の不備

II. 再発防止策

本調査報告書における提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を実施します。

1. 取締役の教育及び選任プロセスの明確化

(1) 指名委員会の設置

株式価値を向上させ、コンプライアンスを含めた上場企業としての社会的な責任を果たすためには、事業上のリスクにあわせて経営・管理ができる優秀な人材を組織内部に備える必要があることから、取締役候補を選定するプロセスを明確化し、当該候補者の経営手腕のみならず、コンプライアンスリスクを検討し審議できるようにする必要があり、上場企業の取締役として適任である人材を選別するために、取締役候補のコンプライアンスリスクを評価できる体制を整えることを目的として、2024年4月を目途に任意の指名委員会を設置することとします。

指名委員会の構成は、客観的なコーポレートガバナンスを実現するため、経営者や株主からの干渉される可能性が低い社外取締役を委員とすることとします。

取締役候補者については、取締役会規程により当社に求められる資質等の選定基準を設け、指名委員会により面談等を行った上で指名委員会から取締役会に意見書を提出するといった選任プロセスを実施し、その意見書をもとに取締役会にて取締役候補者の選定を行います。

(2) 取締役及び執行役員研修の実施

当社の取締役及び執行役員のコンプライアンス意識や上場企業の代表取締役としての倫理観や行動規範の欠如が今回の各種問題が発生した根本原因であったと考えられることから、取締役及び執行役員に対してコンプライアンスや適切な会計処理についての意識、倫理観や行動規範遵守の姿勢への醸成に向けたトレーニングのほか、取締役全員が全てのステークホルダーに対して責任が持てるよう、高い倫理観を醸成するため、2024年3月より以下の内容をテーマとする研修を行います。

- a. 上場企業のコーポレートガバナンスの知識
- b. 全社的リスクマネジメントに関する知識
- c. 内部監査や内部通報制度等の重要な社内制度に関する知識
- d. 関連当事者取引や利益相反取引に関する知識
- e. 不正会計、企業不正事例の知識

なお、上記の研修は理解度テストを実施し、取締役会及び後述のリスク・コンプライアンス委員会へ実施状況や理解度チェックの結果を報告することとします。リスク・コンプライアンス委員会においてはこれらの研修の実施状況を把握し、適宜取締役に提言を行うなどして、コンプライアンス意識の醸成を図ってまいります。

また、各取締役の自己研鑽を支援するために日本取締役協会、日本監査役協会等が開催する外部研修等を積極的に利用することを推奨し、特に代表取締役に対しては年1回を目安に外部研修等に参加することとします。

2. リスク管理体制の強化

(1) 新規事業に対する意思決定のプロセスの明確化

当社は、新規事業を検討する際の意思決定プロセスや検討内容について明確なルールが存在していなかったことが、リスク管理体制の不備につながったものと認識しております。これを是正するため、意思決定プロセスと検討内容を明確化します。具体的な新規事業に対するプロセスは以下のとおりです。

- ① 事業部門にて新規事業を発案
- ② 事業部門が新規事業を検討するための情報収集を実施
- ③ 事業部門が事業計画書を作成(商流図や取引先の概要、紹介経緯、費用・収益のシミュレーション、リスクを記載)
- ④ 事業部門から管理部門へ取引可否の確認(反社チェックや利益相反・関連当事者の可能性がないかを確認)
- ⑤ 事業部門及び総務企画部にて事業計画書の確認
- ⑥ 経営会議にて、検討中案件として報告し、概要の説明、論点整理、検証を行う
- ⑦ 経営会議での論点整理を加味した上で、リスク・コンプライアンス委員会で検討を行う
- ⑧ リスク・コンプライアンス委員会で検討した結果を反映し、経営会議で取締役会に上程するかを検討
- ⑨ 取締役会に上程し、決議を行う
- ⑩ 決議後は報告事項として、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会にて事業の進捗について報告を行う

上記プロセスはリスク・コンプライアンス委員会の運用マニュアルの一部として2024年5月を目途に明文化します。なお、子会社についても親会社の承認を必要とする事項や報告義務を明文化します。

(2) リスク・コンプライアンス委員会への体制変更

当社は、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の組織は存在しているものの、実効性に乏しい状況で、第三者委員会の指摘により新規事業を開始する上で、当社の管理及び責任において、事業の支障となり得る重大なリスクの把握、そのリスクを回避するための調査、解決策の検討等を慎重に協議しながら進められていなかったことが明らかになり、実質的な運用ができておりませんでした。

なお、コンプライアンス委員会は、代表取締役が委員長となっており、開催は年に一回であり、コンプライアンスの推進といった本来の役割は発揮されておりませんでした。

以上のように実効性の欠けるリスク管理委員会とコンプライアンス委員会を統合し、2024年5月を目途にグループ全体のリスクマネジメント及びコンプライアンスを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置します。

リスク・コンプライアンス委員会は、社外取締役及び弁護士、公認会計士等の外部有識者3名以上で構成し、原則月に1回として定期的開催する予定であり、審議内容については以下を想定しております。

- ・ リスク検討、リスク管理の検証
- ・ 関連当事者取引検討
- ・ 社員教育・研修の計画立案
- ・ 再発防止策の監視・提言

なお、事務局は管理部門とし、審議内容については、モニタリング対象として継続的に進捗確認を行うこととします。

3. 関連当事者取引の制限

当社の関連当事者取引の管理は、年に一回の取締役に対する確認書の提出により確認するのみであり、規程を設けておらずプロセスも明確ではありませんでした。第三者委員会の指摘のとおり、こうした状況を放置したことにより、元当社代表取締役が100%の株式を保有する会社との取引において、当社と利益相反取引に該当することを回避するべく、利益相反取引に該当しない取引に見せかけて取引をすることが容易にできる環境となっていたものと認識しております。

当社は、当社代表取締役のみならず当社の取締役と関係のある企業との関係を見直し、原則

的に関連当事者取引は行わない方針とし、取締役と何らかの関係のある取引先との取引方針について、ルールや範囲を明確にする必要があることから2024年4月までに規程を新設します。

関連当事者取引を実施する際のフロー

- ① 管理部門において関連当事者の把握を行い、リストを作成
- ② 稟議書の記載内容を充実させ、起案部署が取引先の紹介経緯まで記載し管理部門に提出
- ③ 管理部門にて、稟議内容において関連当事者リストと突合し、関連当事者に該当する取引でないか検証を行う

関連当事者取引に該当する場合

- ④ リスク・コンプライアンス委員会にて、取引の合理性、妥当性、利益相反の有無について検討を行う
- ⑤ リスク・コンプライアンス委員会での結果を受けて、稟議決裁フローや取締役会の決議フローに則り決裁・決議を行う。

また、2024年5月を目途に一見、取締役との関係が疑われない取引先であっても、取締役の紹介をきっかけとした新たな取引を開始する取引先については、管理部門により四半期決算を確定したタイミングで取引の有無を確認し、取引がある場合は、その内容を全て確認、評価を行うこと、契約条件の妥当性評価等を行うこと、内部監査室の契約書や稟議書のモニタリングによりコンプライアンスその他の観点から不適切な取引先、取引契約の抽出を行い、問題の兆候が認識された取引先に対してはリスク・コンプライアンス委員会による継続的な取引監視を行うこととします。

4. 全役職員の意識改革

(1) 風通しのよい企業風土の醸成

① 経営トップからのメッセージの配信

売上の過度な追求や上司の業務命令を無批判に鵜呑みすることや疑問に思っても付度して受け入れてしまうこと等により、コンプライアンスが軽視されないよう、当社のトップである代表取締役社長から、コンプライアンスの重要性を説くメッセージを2024年2月から当社ホームページに掲載することとし、会社としてコンプライアンスを重視した経営姿勢を明確にします。

② 企業理念、行動指針の策定

企業理念は、以下のとおりとして2024年2月に策定しました。

「公明正大に、自分自身が胸を張って正しいと思える仕事を全うする。」

また、新たな行動指針を策定し、それを周知させることにより風通しのよい企業風土づくりを行う予定です。さらに、取締役と従業員がグループミーティング等を実施して取締役と従業員間のコミュニケーションを増長していく行動を積極的に行ってまいります。

(2) 全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み

リスク・コンプライアンス委員会では計画する全役職員を対象としたコンプライアンス研修を2024年3月から開始し、年4回の頻度で継続的に実施します。研修内容としては以下を想定しております。

- a. 上場企業のコーポレートガバナンスについて
- b. 内部通報制度の周知について
- c. ハラスメントについて
- d. リスク管理について

なお、各研修においては研修内容についての理解度テストを実施します。理解度テストの成績が振るわない者については、個別に研修内容の要点を説明するなど、研修後のフォローを徹底することとします。

また、講習形式の研修だけでなくディスカッション形式やワークショップ型の研修を取り入れることで、研修意欲の低下防止や内容の理解度向上、社内コミュニケーションの活性化にも寄与するものと考えております。

(3) 内部通報制度の見直しと周知

代表取締役の不正については、従業員にとっては、代表取締役が人事権を握る影響力を持っていることもあり、気付いたとしても告発するのが難しい側面があることから、2024年3月を目途に新たに外部通報窓口を設置します。

また、通報ルートを確立し、匿名性を確保するとともに不当処分の禁止や範囲共有等の防

止措置等の通報者に不利益とならない十分な配慮を施して、内部通報制度の充実を図るなどの施策について、2024年4月末までに内部通報制度規程に追記することとします。

多くの内部通報がなされることにより初めて、大きな不祥事を未然に防止することが可能となるので、その利用方法について初回を2024年5月とし年に1回定期的にアナウンスする等、内部通報制度の重要性を認識させる啓蒙活動として、内部通報制度に関する研修を1年に1回開催すること及び内部通報先を社内に掲示するなど周知徹底を行うとともにグループ全体で内部通報制度を周知し、適切な運用に努めてまいります。

5. 業務分掌及び決裁権限の見直し

当社の代表取締役は、自らが推進している事業について取引先への交渉や稟議事項について担当部署へ直接的に関与し、担当部署に稟議書を作成起案させ、自ら代表取締役として承認する意思決定プロセスとなっており、業務分掌を越える事業部門への過度の干渉を行ってまいりました。

稟議の決裁者である代表取締役が、実質的な起案者となることを防止するために、新たな体制では代表取締役は事業担当を行わないこととします。

また、他の事業部長を兼任している取締役が同様に実質的な起案者であり承認者とならないよう、業務分掌や職務権限基準表での内容について見直しを実施することとします。

なお、稟議書の記載事項についての充実を図り、紹介経緯や取引の合理性についての記載を必須とし、添付資料についてもルールを明確にすることとします。

稟議決裁フローにおいては、管理部門にて取引を開始する上で、取引先の属性（関連当事者取引等）、商流及び取引条件（許認可が必要となる取引を含む。）等の経済的合理性を含めた取引の適法性や妥当性等の確認を十分行い、内部監査室では稟議書の確認欄を設け、稟議決裁内容を全件チェックすることを徹底し、社長決裁された稟議については、経営会議で報告をするなど情報共有を行うこととし、定例取締役会においても報告を行い、同時に監査等委員にも報告します。

なお、今般、各種規程の見直しの一環で、決裁権限に関する職務権限規程の見直しを行い、過大な決裁権限であることを認識し、2023年10月24日開催の取締役会において、変更を行っております。

稟議決裁プロセスやルールの明確化は2024年4月を目途に、職務分掌、職務権限基準表の見直しは2024年5月を目途に実施します。

6. ガバナンスの強化

(1) 経営体制の見直し・新体制への移行

当社は2023年9月29日に島岡氏及び山川氏の取締役としての職務の執行を停止する措置をとり、今般の疑惑が発生した当時の島岡氏及び山川氏とかねてより関係性の高い取締役及び取締役監査等委員の退任を含め、2023年12月26日開催の第40期定時株主総会にて経営陣を刷新しております。相互牽制・監督機能の強化を目的として、経営、法務、会計に関する知見を有する社外取締役を選定することとし、取締役会についてスキルバランスを考慮した構成といたしました。取締役会の審議により一層の活性化、意思決定の質の向上や監督機能の実効性が期待でき、当社の内部管理体制の改善に資するものと考えております。なお、新たに就任した取締役の選定理由は以下のとおりです。

武井保人氏は2017年1月に当社に入社し、上場企業の管理部門における業務経験を活かし業務に携わってきております。今後も経理財務、内部統制及びマネジメント全般に関する知識・経験を活かした、管理部門全体の強化を図れるものと期待しております。

監査等委員の川真田啓介氏は公認会計士の資格を持ち、企業経営の知見を有しております。同じく監査等委員となった杉原悠介氏は弁護士の資格を持ち、企業不祥事の調査経験を有しております。

なお、選定プロセスについては上記「1. 取締役の教育及び選任プロセスの明確化（1）指名委員会の設置」にて記載のとおり指名委員会を設置し、今般の取締役人事含め見直しを実施します。

(2) 牽制機能を発揮するための体制整備、情報共有の徹底

① 取締役会の議長を社外取締役とすること

当社は、代表取締役には逆らえない、上司に付度をするといった企業風土が醸成されてきたことが牽制機能の低下につながったものと認識しております。

取締役会では、取締役会の議事運営の中心である議長を社外取締役が担うことで、執行部門が設定した議題だけでなく、一般株主保護等の視点から重要なテーマについても焦点が当てられ、意思決定を行う際の議事進行が事業推進に極端に偏ることや代表取締役による独断的な判断をするリスクのない体制になり、牽制機能の強化につながるものと考えております。

② 取締役会議案の事前検討

業務執行取締役との社外取締役の情報格差の解消を目的として、取締役会において、事業部門だけでなく、管理部門、内部監査室からの報告事項を必須とします。また、取締役会開催日の3日前までに議案の内容、報告事項及びそれぞれの説明資料の配布を徹底することで、社外取締役からの質問等に事前に対応できることから、取締役会においての効率的な質疑応答が可能になり審議の充実に寄与するものと考えております。

③ 監査等委員会の事前開催

実効性の高い監査等委員会とするため、取締役会開催後に行われていた監査等委員会を2024年2月から取締役会の開催前に行うこととします。監査等委員会を事前に開催し、下記内部監査室との連携により報告された事項から監査活動による検出事項等を事前に協議することで、取締役会でより実態に基づく指摘が可能になることで監査・監督機能に寄与するものと考えております。

④ 内部監査室との連携

当社の監査等委員が全員非常勤であることから、監査等委員会のみでは業務執行取締役等と同等レベルの情報収集が困難であるため、7. の内部監査室を監査等委員会の補助使用人とし、内部監査室から少なくとも月1回の報告を受けることで適時かつ適切な情報収集ができるものと考えております。

7. 内部監査体制の強化及び事業の属人化防止

(1) 内部監査室の設置

当社には、制度として「内部監査委員会」が存在するが、実際には十分には機能しておりませんでした。そこで、2024年1月に内部監査室を設置し、職業的猜疑心を有した従業員で事業部門及び管理部門でそれぞれ3年以上の勤務経験のある有識者を常勤の内部監査室員として1名配属いたしました。

配属する内部監査室員は、長期勤務者で、営業部門、管理部門の両部門に配属経験がある当社の状況を良く知る人員を配置いたしました。

さらに、内部監査業務の経験豊富な内部監査室長クラスを外部から招聘すべく2023年12月より募集活動を行い、2024年4月より内部監査室を2名体制とすることとします。

また、実効性のある内部監査を実施し得る体制とするために、内部監査室の業務については外部のコンサルタントに内部監査項目の見直しに関する指導を仰ぎ、実際に現場での内部監査業務のサポートを通じて、知識の強化やノウハウの蓄積を行う予定です。

(2) 内部監査体制の強化

内部監査体制の強化として以下を実施します。

・重要会議への参加

内部監査室は経営会議、取締役会、監査等委員会等の重要会議に出席し、会議での指摘や懸案を直ちに監査に反映します。

・モニタリングの実施

内部監査室は、当社グループ各社の契約書、稟議書等について自発的な情報収集を行うこととします。また、契約書、稟議書等に懸念が生じた場合は、担当部門の責任者、担当者からヒアリングをすると同時に、証跡として関連資料を受領し、内容の精査、確認を実施します。その結果につきましては、内部監査室から監査等委員会に報告します。

・三様監査の連携強化

上記監査体制を強化するため、内部監査室、監査等委員会、監査法人によるミーティングを四半期ごとに実施します。初回は2024年2月に実施されました。また、問題が生じた場合等はメールや電話等により適宜情報の共有を行います。

(3) 人事ローテーションの活用

業務を長期間に亘り同一人物が行っていると、その業務が適切に行われているかどうかについてのチェックがおろそかになりがちになり、不自然な取引についても疑問を持たず、

長年継続してしまう可能性があることから、数年に一度は人事ローテーションを活用し、取引先の担当者の入替えを行うこととします。また、担当者が枯渇しておりローテーションが厳しい部門においても増員または他の手段を検討してまいります。

なお、これを実施するための人事計画や体制については 2024 年 6 月を目途に構築することとします。

まずは、従業員各自の業務の洗い出し作業を行い、各部門における人材の過不足を把握します。また、上司と部下の関係性を考慮し、適度に牽制機能(ダブルチェック)が働くような適材適所となる人員計画を作成する予定です。

8. 経営会議の見直し

(1) 経営会議の重要会議化

経営会議は重要な会議体でなかったため、社外取締役等は参加しておらず、社外取締役等の知見や指摘を業務執行の適正化に活かすことができておりませんでした。

そこで、経営会議の目的を明確にし、経営会議の形骸化を防止するため、2024 年 4 月までに経営会議規程を新設します。経営会議は、代表取締役、業務執行取締役、執行役員、各部門長が参加し、オブザーバーとして社外取締役、内部監査室が出席することとします。議案資料には、事業部門からの月次報告資料として、具体的な取引名、取引内容を記載した営業活動報告、取締役会に上程する可能性がある取引概要の事前共有、協議、検討段階の新規事業、新規取引に関する進捗状況を作成し経営会議を行います。

(2) 審議の充実

決議及び報告事項は経営会議開催の 2 日前までには参加者宛にメールにて資料を送付することとし、参加者各自はその内容について十分に確認をしてから経営会議に臨むこととします。

また、監査等委員会の補助使用人である内部監査室が経営会議に臨場することで、事業の進捗や会社の課題等タイムリーな社内情報を監査等委員に共有することが可能となり、監査等委員会の実効性確保にも資するものと考えております。

なお、経営会議の議事録を作成して監査等委員会にも共有を行うことで、リスクの指摘をその場限りのものとせず、その後の管理、分析において、その指摘、意見が反映されていることを確認し、継続的な監視ができる体制とします。

9. 再発防止策の遵守状況に関するモニタリング

上記に記載しておりますリスク・コンプライアンス委員会にて、この度の再発防止策が遵守されているかについて月に 1 回定期的にモニタリングを実施してまいります。再発防止策の遵守状況及びリスク・コンプライアンス委員会からの提言は、経営会議及び取締役会にも報告します。

当社は、責任の所在の明確化も再発防止の一環をなすものと考え、不適切な会計処理等に関与した役職員への責任追及を実施することも最重要施策としております。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策を着実に実行し、実効的なガバナンスの構築及びコンプライアンスの徹底を図ることにより、皆様の信頼回復と当社グループの企業価値の向上に尽力してまいりますので、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上